## 令和5~9年度

# 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムの更改及び運用保守 資料閲覧要領

## 1. 資料閲覧について

本意見招請に係る資料は、以下の要領にて公開します。閲覧資料から知り得た情報は、機密情報として取扱い、情報管理には十分注意するとともに、外部に漏えいすることを禁じます。また、本調達の提案の検討以外に使用はできません。閲覧資料の複写及び撮影等の行為は禁止とします。

## 2. 閲覧資料

本業務の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料

- ① 構築関係書類一式
- ② 運用・保守・マニュアル類一式

### 3. 閲覧期間

閲覧期間は令和4年10月4日(火)から令和4年10月21日(金)の10時から17時(土日・祝祭日を除く。)とします。閲覧を希望される事業者様は、以下に連絡の上、閲覧日程の調整をお願いします。なお、閲覧時間は1事業者様につき、原則1回最大2時間とします。2回以上の閲覧を希望する場合は個別にご相談ください。

### 〒106-8450

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル7階 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

電話:03-5114-2155 担当:畑田,髙田,鈴木

# 4. その他

閲覧時には、「様式1 資料閲覧に係る機密保持誓約書」を、閲覧希望者全員が記入の上、提出してください。

※ 要件定義書案の受領時に誓約書を提出した場合であっても再度提出願います